

※必要書類の詳細は、【江戸川区老朽住宅除却工事助成申請の手引き】の4ページから10ページに記載されています。
 公的な書類に関しては、3か月以内に発行されたものをご提出ください。

令和8年4月版

●除却（解体）前 【助成申請に必要な書類一覧】

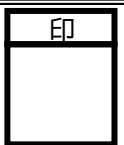
※申請期限：令和8年12月25日、助成決定後の工事契約期限：令和9年1月29日、実績報告期限：令和9年2月26日

確認	番号	必要書類	窓口申請の場合・用途・内容	提出	電子申請の場合のファイル名等	取得方法
□	1	江戸川区老朽住宅除却工事助成申請書（第1号様式）	原則、申請者が記入・押印	原本	不要。 必要事項はフォームへ直接入力。	区ホームページ
□	2	本人確認書類	窓口申請する人（申請者が代理人に限る）のマイナンバーカードもしくは運転免許証等	原本	本人確認書類.pdf	窓口申請のもの、電子申請では申請者本人
□	3	住民票	最新の事実が記載されたもの	原本	住民票.pdf	原則として、申請者の住民票上の住所がある区市町村役場
□	4	住民税が課税されている場合 住民税納税証明書	最新のもの 住民税を滞納していないことの確認	コピー	住民税納税証明書.pdf	
□	5	住民税が非課税の場合 住民税非課税証明書	最新のもの 住民税が課税されていないことの確認	コピー	住民税非課税証明書.pdf	
□	6	案内図	縮尺：1/1000 から 1/1500 程度 紙面中央の対象住宅を太枠で囲みハッチングする	原本	案内図.pdf	申請者が作成
□	7	対象住宅に一見して倒壊の危険性があることの報告書（第1号の2様式）	耐震性が十分でないことの確認	原本	対象住宅に一見して倒壊の危険性があることの報告書.pdf	区ホームページ
□	8	対象住宅の壁の割合の計算結果報告書（第1号の3様式）	7、8のいずれかを添付する	原本	対象住宅の壁の割合の計算結果報告書.pdf	区ホームページ
□	9	家屋課税台帳つきの固定資産評価証明書	構造・種類・新築時期・増築時期・所有者等の確認	原本	固定資産評価証明書.pdf	都税事務所
□	10	建物の登記事項証明書（全部事項証明書）	建物の構造・種類・新築時期・増築状況等の確認	原本	登記事項証明書（建物）.pdf	法務局
□	11	土地の登記事項証明書（全部事項証明書）	土地の所有者等の確認	原本	登記事項証明書（土地）.pdf	法務局
□	12	建物や土地に関して疎明又は証明するための書類	相続登記が未了や移転登記が未了の場合に必要※1	コピー	登記事項証明書（建物・代替）.pdf 又は 登記事項証明書（土地・代替）.pdf	申請者が作成
□	13	所有権等に関する同意書	すべての所有者と居住者が除却を行うこと、並びに、助成金の交付を受けることに同意することの確認	原本	同意書.pdf	区ホームページ
□	14	住宅の外観の写真 （各写真はタイトルと撮影日入りフルカラー）	4方向以上から撮影した全景のわかるもの	原本	外観写真.pdf	区ホームページ
□	15	住宅の内観の写真 （各写真はタイトルと撮影日入りフルカラー）	台所・浴室・トイレ等及び全居室を撮影し、タイトルで階数と部屋名を明記	原本	内観写真.pdf	区ホームページ
□	16	接道要件を満たすことを証する写真 （各写真はタイトルと撮影日入りフルカラー）	敷地が接するすべての道との接道状況がわかる写真	原本	接道状況写真.pdf	区ホームページ
□	16	接道要件を満たすことを証する書面 （対象住宅を太枠で囲みハッチング）	道路台帳、開発登録簿、指定道路図、道路位置指定図、建築基準法第42条第2項通路中心報告書、道の協定報告書等	原本	接道状況根拠資料.pdf	道路管理者・特定行政庁等
□	17	空き家であることを疎明する資料	水道を1年以上利用していないことの証明書等	原本	空き家等を疎明する資料.pdf	東京都水道局等
□	18	解体工事の見積書（経費の内訳がわかるもの）	解体工事金額の確認 複数棟の場合は棟別の内訳も必要	コピー	解体除却工事に係る見積書.pdf	解体工事請負業者
□	19	建設業の許可又は都の解体工事業の登録を受けていることを証する書類	請負業者（受注者）が適法に解体工事業をなすことの確認	コピー	建設業の許可又は解体工事業の登録を受けていることを証する書類.pdf	解体工事請負業者
□	20	委任状（代理人が申請手続きをする場合）	代理権があることの確認	原本	不要。申請後の対応等で代理人を立てる場合は、別途、委任状の提出が必要。	区ホームページ
□	21	確認書	確認書の項目を理解していることの確認 申請時の印と同じものを押印	原本	不要。申請フォーム上で各項目を理解したことをチェックボックスにより申告。	区ホームページ

上記以外の書類が追加で必要となる場合があります。

※1 相続登記が未了の場合「遺産分割協議書」又は「遺言書」など
 建物を購入したが登記が未了の場合「建物の売買契約書及び代金の領収書」など

除却助成申請書で使用した申請者の印鑑は、「実績報告書」、「助成金の請求書」でも同じもので申請する必要があります。
 申請書と同じ印を右欄へ押印し、この書類一覧は助成金の請求書を提出するまでお手元に保管願います。
 なお電子申請では、押印が不要です。



◎来庁不要な電子申請はこちらから

(URL: <https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e021/kurashi/sumai/taishin/mokuzojose.html>)



※手続きの流れは、裏面を参照してください。

※ご不明な点は、建築指導課耐震化促進係までお問い合わせください。（直通：03-5662-6389）

老朽住宅除却工事助成制度のながれ

(状況により変動します)

約3〜4週間

約1カ月

約3〜4週間

約2週間

